

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年7月1日
美浜町長

市町村名 (市町村コード)	美浜町 (234460)	
地域名 (地域内農業集落名)	美浜西部 (奥田中北地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【現状】 ・田の中心経営体は地区内で確保できている。 ・担い手の高齢化が進んでいる。 ・後継者や新規の担い手はいない。 ・田は担い手が多いため、経営農地を拡大することが可能である。 ・圃場内に耕作放棄地は見受けられない。 ・みかん畑等の樹園地が山林化してきている。 ・米やみかんの単価が安く、稲作は初期投資がかかるため若い担い手がいらない。 ・農機具等の設備投資が高騰しているため大変。 【課題】 ・畑の整備、担い手の確保。 ・地区内で担い手を確保できる環境の整備。 ・作物のブランド化 ・機械化による作業の省略化

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・現在の農地については担い手が確保されているため、今後も効率を上げるため集約を行う。 ・水稻栽培を引き続き行う。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	235.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137.98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良により整備した農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし状況把握に務め、担い手の作業効率を上げるために集約を図る。その他の地域にある農地については地域で慎重に協議を進めながら農業上利用ができる農地は集積し、耕作が困難な農地については適切な保全・管理をする地域とする。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
担い手の育成、確保を行い、随時農地集積を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
担い手の受け入れ、育成体制を整え、中間管理機構を活用し集積、集約化を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針※
土地改良施設の長寿命化をしていくため補修活動を継続的に行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
田、畑それぞれの担い手の育成、確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスは現在利用していないため、地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦引き続き草刈り等の維持管理を保全会で行う。